

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～ 令和10年9月30日までの5年間

2. 内容

目標：女性管理職の人数を1名以上とする。

<対策>

- 令和5年10月～ 女性社員の研修ニーズを把握後、育成計画を作成し社員に周知
- 令和6年 4月～ 女性社員を対象に、キャリアプランに関する面接を実施
- 令和7年 4月～ 女性管理職候補育成のための研修を実施